# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

# 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 38 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 36件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 9件

# 大阪(兵庫)国民年金 事案 6496

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 4 月から 11 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私の年金手帳を見ると、大学生であった平成9年5月頃に、A県で国民年金に加入している。加入手続のことは私も両親も覚えていないが、私の国民年金保険料については、母がB県C市の実家に郵送される納付書により銀行で納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料について、母は、郵送された納付書を見て、前納割引があるので納付期限を確認して平成10年4月末までに、直前の同年1月から同年3月までの保険料と一緒に近所の銀行で納付したとしている。

母が所持する当時の家計簿と銀行通帳には、申立期間の国民年金保険料の納付に関係する記載があるので証拠として提出する。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が平成10年4月頃に、実家のあるC市内の銀行で、その直前の3か月分と一緒に前納したと申し立てているところ、オンライン記録を見ると、9年5月23日に申立人に対して基礎年金番号が付番されていることが確認でき、申立人の母親が納付したとする10年4月時点において、申立期間の保険料を前納することは可能である。

また、申立人の母親は、「納付状況の記憶は定かでないが、家の近所にあるD銀行又は息子の下宿代を振り込んでいたE銀行で納付したと思う。」と陳述している。

この点について、申立期間当時、申立人はA県F市で住民登録していたことが確認できるが、同市では「住民票上の住所がF市であっても、学生等の場合、本人の希望する住所に国民年金保険料の納付書を郵送する取扱いは行っていた。」と回答しており、申立人の母親の陳述と符合する。

さらに、申立人の母親が提出した家計簿の平成10年4月欄及び臨時支出一覧表欄を見ると、申立期間及びその直前の3か月分の国民年金保険料額に相当する金額(15万5,750円及び3万8,400円)並びにその概算額である20万円の記載が複数個所確認できるところ、これらについて、最近になって加筆修正が行われた形跡など不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の母親が提出した当時の銀行通帳を見ると、平成10年4月3日に合計で21万円が引き出されていることが確認できるところ、当該欄に「G(名前)保険14万3月家計7万」とのメモがあり、上記の家計簿の記載を踏まえると、この現金を申立人の申立期間を含む同年1月から11年3月までの国民年金保険料の原資の一部としていたとも推認され、申立人の母親の主張の信びよう性は高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、平成11年3月については、厚生年金保険 被保険者期間であることから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間とし て記録を訂正することはできない。

# 大阪国民年金 事案 6497

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年11月まで

私は会社を退職した後、妻に国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行うように指示した。

妻は、「何か月分かの国民年金保険料を一括納付した記憶があるが、納付した時期及び金額などはよく覚えていない。」と言っている。

納付できる分の国民年金保険料は妻が納付したはずであり、申立期間が 未納期間とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻のオンライン記録を 見ると、昭和47年に国民年金に加入した後の国民年金保険料は完納されてお り、そのうち、60歳以降の期間については任意加入もするなど、国民年金に 対する意識の高さがうかがえる。

また、A県B市の電算記録を見ると、申立人の国民年金の加入届出日は平成6年5月18日となっており、また、オンライン記録を見ると、同年6月13日に社会保険事務所(当時)において納付書が作成された事跡があり、当該時点からみて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

さらに、オンライン記録を見ると、納付日が不明ではあるものの、過年度納付が可能である期間のうち、申立期間直後の期間に係る国民年金保険料は全て納付済みとなっており、申立人の妻の国民年金に対する意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成元年2月28日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年3月1日付けで、B社において被保険者資格を取得している複数の元同僚は、「申立期間の前後も、A社及びB社から派遣された先の事業所で継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更はなかった。」旨陳述している上、このうちの一人が保管する申立期間の前後の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できる。

さらに、B社の総務担当者は、「申立期間当時は、A社からB社への社名変更に伴う社員の転籍を行った時期であり、申立人の在籍を証明する書類は残っていないが、通常、社名変更により、派遣先及び派遣先での業務内容の

変更はいずれも行わないことから、申立人も継続して同様の業務に従事していたものと考えられる。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険事務所(当時)の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。一方、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社に転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が、 B社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域の商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、異動の前後で仕事の内容及び給与形態等に変更はなく、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 43 年 11 月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000 円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和 43 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、昭和 43 年 10 月\*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している 47 人のうち、申立人と同様の申立てをしている 10 人(申立人を含む。)の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 大阪(奈良)厚生年金 事案 13792

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元同僚に係る配属経歴書及び同人の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社B営業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒に異動したとする前述の元同僚が保管する同人の配属経歴書を見ると、昭和46年8月3日にA社本社に配置となった旨記されているものの、オンライン記録において、申立期間の前後6か月間に、同社B営業所から同社本社に異動した者に係る被保険者資格の取得日及び喪失日は、全員が各月の1日と記録されていることを踏まえると、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における 昭和46年6月の社会保険事務所(当時)の記録から6万円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が漏れていることを初め て知った。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されてい たので、賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書、賞与振込口座の預金通帳(写し)及び平成19年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、事業主により賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

# 大阪(兵庫)厚生年金 事案 13794

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月1日から同年7月1日まで 厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社にB職と して勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が確認できなかっ た。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された事業主発行の在職期間証明書及び担当者の陳述から 判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められ る。

また、事業主は、「A社で勤務するB職は、C職と同様の勤務体制なので、 通常は採用後直ちに厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除し ていたはずである。」旨陳述している。

さらに、事業主から提出された回答書及びオンライン記録から、申立人の採用日前後5年間に、A社にB職として採用された者(申立人を除く。)及び申立人が氏名を挙げている同僚については、各人の同社の採用日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は同日であることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の前後2年以内に被保険者資格を取得している元従業員に照会し、15人から回答を得たが、同社において、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入したとする者はいない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 62 年7月の社会保険事務所(当時)の記録から 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和31年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月30日から同年8月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も退職することなく継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(A社B工場から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については複数の元同僚が、申立人と一緒にA社B工場から同社C事業所に異動した者であるとしている同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、同社B工場における資格喪失日を昭和31年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和31年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見 当たらないことから、行ったとは認められない。

# 大阪(奈良)厚生年金 事案 13796

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 12 月 26 日は 12 万 7,000 円、17 年 12 月 27 日は 11 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日

② 平成17年12月27日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が漏れていることを初め て知った。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されてい たので、賞与の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社が賃金台帳から転記したとする回答書から、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上述の回答書に記されている申立人の賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月26日は12万7,000円、17年12月27日は11万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月26日及び17年12月27日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和31年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月30日から同年7月20日まで 昭和29年9月1日から32年10月9日までの期間、A社に勤務していた が、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が空白となっている。

申立期間は、昭和 31 年 5 月 30 日にC社からA社に転勤した時期であるが、32 年 10 月に退職するまで同社に継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の回答、C社における上司及び申立期間当時のA社における経理事務担当者の陳述から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し(昭和31年5月30日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 31 年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連 資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得な い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から37年2月16日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。

A社には、昭和36年7月1日に正社員として入社し、C業務に従事していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

また、B社保管の人事記録から、昭和36年7月1日にA社に入社したことが確認できる同僚及び同社において同年7月1日に被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は、同期入社で同じ正社員、同じ業務をしていた。」と陳述している。

さらに、申立人が上司であったと記憶している者は、「申立人は、当該同僚 と同じ頃に入社し、業務内容及び会社での身分も同じだったと思う。」と陳述 している。

加えて、申立期間当時の経理担当者は、「給与計算及び社会保険手続は、全てD本社が一括して行っていた。正社員であれば社会保険料は当然控除していた。」旨回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に当該事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 37年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見 当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和54年10月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月を22万円、同年8月及び同年9月を26万円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年10月16日まで 老齢年金の受給について社会保険事務所(当時)に相談した際、A社に 勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと が分かったが、証拠が何も無いので今までは申立てを行っていなかった。

しかし、最近、年金事務所からの照会文書によって、同様に空白期間が有る元同僚の当該期間に係る記録が訂正されたことを知り、改めて自身の年金記録について調査してもらおうと思った。

申立期間は、A社が倒産して、同社の事業と従業員をB社が引き継いだ時期に当たるが、当該期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が、申立期間にA 社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の被保険者の資格喪失日については、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の翌日に当たる昭和54年11月27日付けで、同年10月23日とされていたものが、処理日は不明であるものの、二重線で抹消の上、同年6月30日に遡って訂正されており、同年8月1日付け随時改定の記録についても取り消されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人のほか、102 人の同僚に係る

被保険者の資格喪失日も、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、昭和54年10月23日から同年6月30日に訂正されている上、いずれの者も、同年8月1日付け随時改定又は同年10月1日付け定時決定の記録が取り消されている。

加えて、前述の102人のうちの1人から提出された申立期間に係る給与支給明細書(昭和54年7月分から同年10月分まで)を見ると、各月の給与から、前述の被保険者名簿において訂正処理前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間当時、A社では、従業員の給与から当初の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと考えられる。

一方、A社及びB社に係る商業登記簿を見ると、申立人はA社では役員でない一方、B社では申立期間中の昭和54年10月6日に役員に就任していることが記されているが、複数の元従業員が「申立期間当時、社会保険事務はC県(A社C本社)で行っていたので、D支店のE職だった申立人は社会保険事務に関与していなかった。」旨陳述しており、申立人は上記被保険者の資格喪失日に係る訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない上、A社における雇用保険の離職日が同年10月15日と記録されていることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該離職日の翌日である同年10月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月及び同年7月は、同年5月に係る前述の被保険者名簿の記録から22万円、同年8月及び同年9月は、当該名簿において取消し処理されている同年8月1日付け随時改定の記録から26万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、「同一企業等内の転勤に伴う厚生年金保険の空白期間について確認してほしい。」旨文書を受け、申立期間の加入記録が無いことが分かったため、C社及びA社の同僚に連絡を取って聞いてみたところ、全員が年金記録はおかしいとの意見であり、不信に思っている。

申立期間は、A社の新設に際して、D職の社員は全員同じ条件でC社からA社に転籍しており、私もこの時一緒に同社に転籍していることから、事業所がその旨を社会保険事務所(当時)に正しく届出しているはずであるので、当該期間の厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し(昭和47年7月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 47 年8月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、E厚生年金基金及びF健康保険組合における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の

記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所、同厚生年金基金及び同健康保険組合のいずれもが誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 大阪(兵庫) 厚生年金 事案 13801

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、「同一企業等内の転勤に伴う厚生年金保険の空白期間について確認してほしい。」旨文書を受け、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社の新設に際して、C社とD社の一部の社員がA社に転籍した時期であり、私もこの時にC社からA社に転籍し、当該期間も勤務形態等に変化がなく継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の 陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和 47 年7月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 47 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、E厚生年金基金及びF健康保険組合における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の

記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所、同厚生年金基金及び同健康保険組合のいずれもが誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 大阪(兵庫)厚生年金 事案 13802

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、「同一企業等内の転勤に伴う厚生年金保険の空白期間について確認してほしい。」旨文書を受け、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社の新設に際して、私もC社からA社に転籍したが、当該期間も同社で勤務は継続しており、申立期間を厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の 陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和 47 年7月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 47 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D厚生年金基金及びE健康保険組合における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所、同厚生年

金基金及び同健康保険組合のいずれもが誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、「同一企業等内の転勤に伴う厚生年金保険の空白期間について確認してほしい。」旨文書を受け、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

私は、昭和43年3月にC社に入社し、申立期間には、A社の新設に際して、私も47年7月1日に同社に転籍しており、平成14年7月に同社を退職するまで勤務は継続しているため、未加入期間が生じるのはおかしく、厚生年金保険被保険者の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の 陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和 47 年7月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D厚生年金基金及びE健康保険組合における申立人の資格取得日は社会保険事務所の記録と一致しており、社会保険事務所、同厚生年金基金及び同健康保険組合の

いずれもが誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月21日から同年7月1日まで

年金事務所から、「厚生年金加入記録のお知らせ」を受け確認したところ、B社(現在は、C社)及びA社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、B社が分社化されたことに伴って、A社に異動した時期に当たる。申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社の複数の元同僚及び元上司の陳述から判断して、申立人が申立期間も同社の関連会社であるA社に継続して勤務(昭和40年6月21日にB社からA社に異動)していたことが推認できる。

また、B社の申立期間当時の経理事務担当者は、「B社は、申立期間の時期に同社のD部、E部及びF部の各部を分社化した。A社は、B社のD部を分社化した会社である。従業員からみると、勤務場所等何ら変わりがなく継続して勤務しており、厚生年金保険料も引き続き控除していたはずである。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時にB社E部から分社化されたとされるG社の元同僚が保管している同人の給与明細書を見ると、昭和40年6月及び同年7月の各給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、社会保険事務所の記録によると、昭和40年7月1日から適用事業所となっており、申立期間を含むそれ以前において適用事業所となった記録は無いが、前述の元同僚及び元経理担当者の陳述によると、同事業所は申立期間において5人以上の従業員を雇用していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る昭和40年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 大阪(兵庫)厚生年金 事案 13805

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成12年5月を26万円、同年6月から13年2月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月16日から13年4月16日まで ねんきん定期便を見ると、A社で正社員として勤務した申立期間に係る 「(厚生年金) 保険料納付額」が、当時の給料明細書に記されている厚生年 金保険料の控除額よりも低い額となっている。

申立期間に係る標準報酬月額を、実際に控除されていた保険料に見合う記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年6月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書又はA社の顧問税理士から提出された給料台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年5月及び同年12月から13年2月までの

期間に係る標準報酬月額については、報酬月額及び保険料控除額の双方又はいずれかを直接確認できる資料が無いものの、前述の給料明細書、給料台帳、顧問税理士から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿(平成12年分及び13年分)、銀行から提出された申立人の給与振込口座に係る取引明細記録及び申立人から提出された平成12年度市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)から確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から、12年5月は26万円、同年12月から13年2月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成12年5月から13年2月までの期間に 係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答して おり、このほかに上記義務を履行したか否かを確認できる関連資料及び周辺事 情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成12年4月については、前述の源泉徴収簿から推認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額が、また、13年3月については、前述の取引明細記録、源泉徴収簿及び特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)から推認できる報酬月額に基づく標準報酬月額が、いずれもオンライン記録と一致することから、これらの月は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで A社のC工場からD工場に異動した時期である申立期間の厚生年金保険 の被保険者記録が、空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保 険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の在籍証明書及び元同僚の申立期間に係る給与明細書等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和44年7月1日にA社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和44年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで A社のC工場からD工場に異動した時期である申立期間の厚生年金保険 の被保険者記録が、空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保 険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の在籍証明書及び元同僚の申立期間に係る給与明細書等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和44年7月1日にA社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和44年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで 夫がA社のC工場からD工場に異動した時期である申立期間の厚生年金 保険の被保険者記録が、空白となっている。調査の上、申立期間も夫が厚 生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の在籍証明書及び元同僚の申立期間に係る給与明細書等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和44年7月1日にA社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和44年7月1日と届け 出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録す ることは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、 社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っ ておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、 申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで A社のC工場からD工場に異動した時期である申立期間の厚生年金保険 の被保険者記録が、空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保 険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の在籍証明書及び元同僚の申立期間に係る給与明細書等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和44年7月1日にA社C工場から同社Dに異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和44年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで A社のC工場からD工場に異動した時期である申立期間の厚生年金保険 の被保険者記録が、空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保 険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の在籍証明書及び元同僚の申立期間に係る給与明細書等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和44年7月1日にA社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和44年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで A社のC工場からD工場に異動した時期である申立期間の厚生年金保険 の被保険者記録が、空白となっている。調査の上、申立期間も厚生年金保 険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍証明書、元同僚の申立期間に係る給与明細書等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和44年7月1日にA社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 44 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和44年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月1日まで 昭和39年3月にA社に入社し、その後、関連会社のB社に異動になった が、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。両社に は継続して勤務し、給与も変わりなく支給されていたので、申立期間を厚 生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚(申立人と同時期にA社からB社に異動したとする者二人を含む。)の陳述及びB社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、申立人が申立期間に勤務していたB社は、昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないが、申立人と同時期に異動の上記同僚は、申立期間の給与はA社から支給されていたと陳述していることから、申立人の同社における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 41 年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主

も死亡しているため、これらの者に確認することができず、このほかに確認で きる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざ るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで 私は、昭和 40 年 3 月から A 社に勤務し、42 年頃に C 社に異動後、43 年 4 月まで勤務した。両社には継続して勤務していたのに、異動した時期と 思われる申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保 険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、複数の元同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社及び関連会社のC社に継続して勤務し(昭和42年6月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 42 年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け 出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録す ることは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、 社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っ ておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保 険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として 認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、C企業年金基金の記録、雇用保険の加入記録及び元同僚の申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和55年11月1日にA社B事業所から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における 昭和55年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、24万円とすることが妥 当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社提出の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に、申立人の同社B事業所における資格喪失日はオンライン記録どおりの昭和55年10月1日と記載されており、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支所における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保 険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として 認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事異動通知書、雇用保険の加入記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和48年7月1日にA社 C支所から同社D支所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和48年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支所における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保 険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として 認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事異動通知書、雇用保険の加入記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和48年7月1日にA社 C支所から同社D支所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和48年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

## 大阪(兵庫)厚生年金 事案 13817

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支所における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保 険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として 認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事異動通知書、雇用保険の加入記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和48年7月1日にA社 C支所から同社D支所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和48年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

## 大阪(兵庫)厚生年金 事案 13818

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支所における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保 険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として 認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事異動通知書、雇用保険の加入記録及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和48年7月1日にA社 C支所から同社D支所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和48年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成22年2月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年1月31日から同年2月1日まで 育児休業中の平成22年1月31日に、A社を退職したにもかかわらず、 申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、被保険者期間と して認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人直筆の退職届により、 申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく育児休業期間中(平成20年9月7日から22年3月31日まで)に係る申立人の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められている。

したがって、育児休業期間中である申立期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人のA社における資格喪失日は、平成22年2月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 21 年 12 月のオンライン記録から、24 万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで 夫のC社(現在は、D社)からA社に転勤した際における申立期間が、 厚生年金保険の被保険者期間となっていない。しかし、夫は申立期間も継 続して勤務していたことに間違いはないので、被保険者期間として認めて ほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人はC社及びその関連会社に継続して勤務し(昭和48年10月1日にC社からA社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の昭和48年10月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、申立期間について適用事業所の記録が無いものの、同社が昭和48年10月1日にE健康保険組合に提出した「事業所編入同意書」からは、当時、39人の被保険者がいたことを確認できる上、同社は同日に当該健康保険組合に加入していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨案内が有ったので、自身の記録を確認したところ、A社C工場から同社D工場に異動した際の申立期間が、厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。

申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(A社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年7月1日であることを踏まえると、申立人は、同日までは同社 C工場における厚生年金保険の被保険者であったと考えられることから、同社 C工場の資格喪失日を同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場における昭和29年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としているが、B社から提出された被保険者資格喪失届(写)の資格喪 失年月日が昭和29年6月1日と記載されていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成14年4月から同年12月までは62万円、15年1月は56万円、同年2月から同年7月までは62万円、同年8月は56万円、同年9月から同年12月までは62万円、16年1月は59万円、同年2月は56万円、同年3月は62万円、同年4月から同年7月までは59万円、同年8月は56万円、同年9月及び同年10月は62万円、同年11月は56万円、同年12月は59万円、17年1月は56万円、同年2月から同年8月までは62万円、同年9月は59万円、同年10月から20年9月までは62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する 義務を履行していないと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 8 日は 41 万円、同年 12 月 22 日は 34 万 3,000 円、16 年 7 月 9 日及び同年 12 月 24 日は 35 万円、17 年 7 月 4 日は 45 万円、同年 12 月 27 日は 24 万 9,000 円、18 年 6 月 19 日は 33 万円、同年 12 月 22 日は 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から20年10月1日まで

- ② 平成15年7月8日
- ③ 平成 15 年 12 月 22 日
- ④ 平成16年7月9日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 24 日
- ⑥ 平成17年7月4日
- ⑦ 平成17年12月27日
- ⑧ 平成18年6月19日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 22 日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、 給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている(申立期間①)。

また、A社で支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い(申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨)。

給与及び賞与の振込額が確認できる預金通帳の写しを提出するので、申 立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額(標準賞与額)の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成18年1月1日から20年10月1日までの期間における申立人の標準報酬月額については、A社が提出した申立人に係る18年分、19年分及び20年分の所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額及び当該徴収簿から推認できる保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

次に申立期間①のうち、平成14年4月1日から18年1月1日までの期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、A社は同年より前の賃金台帳等の資料は紛失していると回答していることから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額が確認できる資料は無い。

しかしながら、B市に保管されていた申立人に係る平成14年分、15年分、16年分及び17年分の「市民税県民税課税台帳」で確認できる社会保険料控除額は、申立期間①より前の13年5月から14年3月までの申立人の標準報酬月額62万円を基に計算した保険料控除額と、後述する標準賞与額を基に計算した保険料控除額の合計額とほぼ符合する。

また、申立人と同じく平成14年4月から標準報酬月額が減額訂正されている複数の同僚の給与明細書によると、当該複数の同僚は、いずれも同年4月以後も引き続き減額される前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、給与から控除されていることが確認できる。

さらに、報酬月額については、申立人が申立期間①の給与振込に利用していた銀行口座の預金通帳の写しによると、当該期間の銀行振込額は、オンライン記録の標準報酬月額である41万円以上であることが確認できるとともに、預金通帳の写しにおいて確認できる給与振込金額に、健康保険料額、上記の厚生

年金保険料額並びに課税資料から確認できる住民税額及び給与振込金額から 少なくとも給与から徴収されていたと推認できる源泉所得税額を合計した額 以上の報酬月額であったことが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成14年4月から同年12月までは62万円、15年1月は56万円、同年2月から同年7月までは62万円、同年8月は56万円、同年9月から同年12月までは62万円、16年1月は59万円、同年2月は56万円、同年3月は62万円、同年4月から同年7月までは59万円、同年8月は56万円、同年9月及び同年10月は62万円、同年11月は56万円、同年12月は59万円、17年1月は56万円、同年2月から同年8月までは62万円、同年9月は59万円、同年10月から17年12月までは62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間®及び⑨の標準賞与額については、A社が提出した申立人に係る平成18年分の所得税源泉徴収簿において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、同年6月19日は33万円、同年12月22日は10万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人は賞与明細書を所持しておらず、A社は平成18年より前の賃金台帳は紛失していると回答していることから、当該期間の賞与支給の有無、賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無いが、前述の預金通帳の写しにより、当該期間の賞与の支給が認められるとともに、賞与振込額に基づき賞与支給額及び保険料控除額が推認できる。

したがって、当該期間の賞与振込額から推認できる標準賞与額は、平成 15 年 7 月 8 日は 41 万円、同年 12 月 22 日は 34 万 3,000 円、16 年 7 月 9 日及び同年 12 月 24 日は 35 万円、17 年 7 月 4 日は 45 万円、同年 12 月 27 日は 24 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日、同年12月24日、17年7月4日、同年12月27日、18年6月19日及び同年12月27日の標準賞与額について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格取得日に係る記録を昭和20年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年1月1日まで 夫の厚生年金保険の加入記録を見ると、D社本社工場からA社C工場に 異動した際に3か月の空白期間がある。

夫は、A社には昭和8年3月16日に入社し、40年3月27日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(D社本社工場からA社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和21年1月1日付けで、被保険者資格を取得している複数の同僚が、「申立期間当時、A社C工場で勤務していた。」と陳述していることから、同社C工場の資格取得日を20年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C工場にお

ける昭和 21 年 1 月の社会保険事務所(当時)の記録から、200 円とすることが 妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらな いことから、行ったとは認められない。

## 大阪厚生年金 事案 13824

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

A社に昭和42年3月31日まで勤務し、同年4月1日にC社に転職したが、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年3月31日となっており、同年3月30日に退職したこととされているのはおかしい。

昭和 42 年 3 月 31 日までA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 3 月 31 日までA社に勤務し、翌日である同年 4 月 1 日からC社に転職したとしているところ、同社から提出された人事記録簿の 職歴欄を見ると、A社の退職日が同年 3 月 31 日と記載されていることが確認 できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後おおむね2年以内(昭和40年1月から43年12月まで)に被保険者資格を喪失した者についてみると、月初日喪失者は67人(関連事業所設立に伴い、資格を喪失したと考えられる者を除く。)となっている一方、月末日喪失者はその3割を下回る19人(申立人を含む。)となっている。

さらに、上記の月末日喪失者のうち、連絡先の判明した10人に照会し、6 人から回答を得たが、申立期間当時、保険料の負担を減らすために資格喪失 日を月末とするような取扱いが行われていた旨陳述する者は見当たらない。 これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、当時の資料が保存されていないため不明としているものの、事業主が 資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所 がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同 年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務 所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した 場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪(兵庫)厚生年金 事案 13825

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年10月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正11年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月から同年10月10日まで

年金事務所の記録では、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間が未加入期間となっている。昭和32年4月に夫が社員旅行に参加している写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された写真及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に同社で被保険者資格を取得している記録の有る複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年10月10日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社では、全従業員が強制的に厚生年金保険に加入していた。」旨陳述している上、A社で社会保険の業務を担当していた同僚は、「A社の従業員は、入社と同時に厚生年金保険に加入していた。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32

年4月1日から同年10月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 32 年 10 月 1 日の社会保険事務所(当時)の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和38年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡しているものの、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が32年10月10日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年1月から同年4月1日までの期間については、上記の同僚は、申立人がA社に入社した時期を記憶しておらず、このほかに申立人の当該期間における勤務実態を確認できる周辺事情等は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 大阪国民年金 事案 6498

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間、54 年 1 月から 58 年 3 月までの期間、61 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで

② 昭和54年1月から58年3月まで

③ 昭和61年6月から同年9月まで

④ 昭和63年10月

私は、20 歳前後のときに友人に勧められて、私がA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受け取った。

国民年金保険料は、申立期間①及び②については、毎月自宅に来る市の集金人に現金で納付し、領収証書を受け取っていた。申立期間③及び④については、私が毎月市役所に出向いて窓口において現金で納付し、その都度領収証書を受け取っていた。

申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の特殊台帳を見ると、備考欄には「\*と重複のため整理統合」、摘要欄には「38.4~40.2分の納付記録は\*より整理統合」とそれぞれ記載されており、申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の前に別の手帳記号番号が払い出され、後の昭和51年2月になって払い出された手帳記号番号に納付記録が統合された上で、取り消されたことが確認できる。

そこで、既に取消し済みとなっている申立人の前述の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和38年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、当該加入手続時点において、

申立期間①の保険料は過年度保険料となり、現年度保険料の収納しか取り扱わない市の集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間①当時のB市における国民年金保険料の徴収方法は、3か月単位で国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、毎月保険料を集金人に現金で納付し、領収証書を受け取っていたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間①当時に申立人と同居していたとするその両親、長兄、次兄及び長姉に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、当時、いずれも申立期間①に相当する期間は未納期間となっていることから、自宅に来る集金人が申立人の保険料のみを徴収していたとは考え難い。

申立期間②について、申立人の特殊台帳を見ると、当該期間については未納期間となっている上、昭和53年度以降、57年度まで毎年納付催告が行われていることが確認できることから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付する場合は過年度保険料となり、上述のとおり、現年度保険料の収納しか取り扱わない市の集金人に納付することができないものと考えられる。

また、申立人は面談時において、申立期間②の国民年金保険料を納付したときに毎月受け取ったとする領収証書の寸法(縦 10cm×横6cm)を示しているが、当該期間のうち、昭和55年度までのB市における国民年金保険料の領収証書の寸法(縦 17.5cm×横8.5cm)とは、大きさにおいて異なる上、56年度からは、1枚の領収証書に12か月分の領収印を、納付の都度、押寸様式に変更されていることから、納付の都度、領収証書を受け取ったとする申立人の主張とも一致しない。これは申立期間③及び④についても同様である。

さらに、申立期間②は4年以上に及び、これほどの長期間にわたり、毎月納付したとする申立人の納付記録が連続して欠落することも考え難い。

申立期間③について、当該期間は国民年金保険料の納付済期間と免除期間に挟まれた期間であり、当該期間直前の昭和61年4月及び同年5月の保険料は、約1年後の62年3月及び同年4月になって遡って現年度納付されており、引き続き申立期間③の保険料を、申立人が主張するように、順次毎月納付する場合は過年度保険料となることから、現年度保険料の収納しか取り扱わない市役所の窓口で納付することはできないものと考えられる。

また、申立期間③直後の昭和61年10月から62年3月までの期間は、免除申請が承認されていることを踏まえると、申立期間③当時から生活状況が苦しく、国民年金保険料を納付する余裕がなかったことがうかがえる。

申立期間④について、申立人に係るB市の昭和63年度国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、当該期間のみならず、昭和63年4月の国民年金保険料も未納と記録されており、当時の保険料の納付状況に不安定さがうかがえる。なお、同月の保険料については、申立人が平成2年1月に厚生年金保険に加入し、既に納付済みであった同年1月の保険料が過誤納付となったことに伴

い、過誤納付となった保険料が充当されている。

また、申立人のオンライン記録を見ると、平成2年10月9日に国庫金納付書が作成されており、これは、この時点で未納であった申立期間④に対してなされた納付催告であったと推認されるが、この場合も当該期間の保険料は過年度保険料であり、市役所窓口で納付することはできない。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して上記二つの手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は合計4か所に及び、これほどの回数、行政が事務的過誤を繰り返すことは考え難い上、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 大阪(奈良) 国民年金 事案 6499

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 52 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年4月まで

私は、昭和48年6月に結婚し、A県B市C町に居住していた52年4月頃まで、毎月自宅に来るD組織の集金人に1,000円ないし1,100円ぐらいの国民年金保険料を納付していた。保険料を納付すると、当時は大学ノートのような領収帳に領収印を押してもらっていた。

結婚した年のことなので、このことははっきりと記憶しているが、夫とは すぐに別居状態になったので、私一人分の国民年金保険料を納付していた。 申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、結婚してB市C町に居住中、自宅に来るD組織の集金人に毎月納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和52年4月頃に同市C町から転出したとするA県E町において、53年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の同町の国民年金被保険者名簿の記載内容から、同年10月頃に同町において、初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認される。この場合、加入手続前のB市において、国民年金保険料を毎月D組織の集金人に納付することはできないものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料をB市C町において毎月集金人に納付するためには、同市において国民年金の加入手続を行い、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立 人も、当時E町役場に勤務していた友人に諸手続を行ってもらったことはあ るが、それ以前に自身で国民年金の加入手続を行った記憶はないと陳述して いる。

さらに、申立人のB市における国民年金被保険者名簿、特殊台帳及び戸籍の附票の住所履歴を見ると、申立人の実家である同市F町及びE町に住所を定めた記録は存在するが、そのいずれにも、申立人が国民年金保険料を納付していたと主張するB市C町に住所を定めた事跡は見当たらない。

加えて、申立期間は3年11か月間に及び、これほどの長期間にわたり、毎月納付していたとする申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 大阪国民年金 事案 6500

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年4月まで

私は、平成3年9月に会社を退職後、健康保険及び国民年金の加入手続が必要と知っていたので、A県B市役所C支所に出向き国民年金の加入手続を行った。

国民年金に加入後、毎月郵便局又は銀行若しくはB市役所の窓口で国民年金保険料を納付した。

平成4年2月頃、D税務署に還付申告する際、申立期間のうち、3年分の 国民年金保険料の領収証書を提出し、4年3月4日に同税務署から還付金4 万5,346円が預金口座に振り込まれている。

申立期間のうち、平成4年分の国民年金保険料の領収証書は、E社で年末 調整する時に、添付資料として提出したことを覚えている。

それなのに、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記 号番号前後の被保険者の状況から、平成7年4月から同年7月頃までに加入 手続が行われたものと推定され、3年9月に会社を退職後、国民年金に加入 したとする申立内容と符合しない。この場合、加入手続が行われた時点にお いて、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することがで きない。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間途中の平成4年3月の 1か月間及び同年5月から7年3月までの2年11か月間の厚生年金保険の加 入記録は、同年7月に記録が追加されていることが確認できることから、当 該記録の追加が行われるまで、申立期間は、記録の上では公的年金の未加入 期間であり、申立期間当時において、国民年金保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人が申立内容のとおり、平成3年9月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索システムにより確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について毎月納付していたと陳述するのみであり、それが金融機関であったのか市役所の窓口であったのか納付場所の特定ができず、具体的な納付状況についても記憶が明確ではない。

このほか、申立人は、平成4年2月頃、D税務署に還付申告する際、申立期間のうち、3年分の国民年金保険料の領収証書を提出し、還付金を受け取ったと申し立てているところ、同税務署では、申立期間当時の確定申告書は既に保存期限が経過しているため、社会保険料控除額等の詳細は確認できないとしている上、申立人は同税務署から還付金が振り込まれた預金通帳以外に、申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪(奈良) 国民年金 事案 6501

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から47年3月まで

正確な時期及び手続した場所は記憶にないが、結婚を契機に、自身でA県B市役所C支所において国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、手持ちの現金で遡って、C支所の窓口で 一括して納付したはずである。

納付金額及び納付時期など、納付の詳細についても全く覚えていないが、 申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入手続後に申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月17日に払い出されており、また、B市の国民年金被保険者名簿を見ると、同年同月3日から現年度納付が開始されている記録となっていることを踏まえると、申立人の加入手続はこの頃に行われたものと推認され、当該加入手続の時点においては、申立期間のうち、42年9月から45年3月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとするのみで、納付時期及び納付金額などの記憶は定かではなく、申立期間の保険料の納付に係る状況を確認することはできない。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見出すことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月21日から39年12月21日まで 夫の遺族年金を受給する際、夫がA社に勤務していた期間の厚生年金保険 被保険者の記録が無いことが判明した。

夫は、昭和31年5月からB職としてA社に勤務し、39年末頃に事業主の 方針で国民年金に切り替わるまでは、厚生年金保険に加入していたはずであ る。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間に、同社のB職として働いていたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の始期から2年後の昭和33年5月1日であり、同日より前に同社が適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人が、申立期間当時、B職としてA社に勤務していたと申し立てているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、同社において被保険者資格を取得している5人のうちの元同僚の1人は、「当時のA社における厚生年金保険の取扱いについては分からないが、自身を含め一緒に被保険者資格を取得している5人は、全員が見習であった。同社では、私たち見習のほかに、常時、申立人及び私の兄など複数のB職が働いており、B職は請負であった。」旨陳述している上、オンライン記録において、当該元同僚の兄について申立期間と同期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡している上、前述の元同僚のうち、所在が判明した一人に照会したが回答を得られず、前述の元同僚の兄も既に死亡しているため、前述の元同僚の陳述のほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等をうかがわせる陳述を得ることができなかった。

加えて、申立人の妻は、申立期間における給与明細書及び厚生年金保険料の控除について、「事業主から給与明細書の代わりに成績伝票をもらっていた。そこには給与の手取り額のみが記されており、厚生年金保険料の控除等の記載は無かった。」と陳述しているところ、申立人とその妻は、昭和 42 年 4 月 26 日に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されており、申立期間内である36 年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得し、それぞれ60 歳に到達するまで国民年金保険料を完納しているが、申立期間と重複する期間について、国民年金保険料が還付された事跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月31日から56年1月1日まで 厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社にB職として在籍した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

B職は、所属する事業所の指示に従って、6か月ごとに異なる事業所に派遣されるものであるところ、A社にも6か月間在籍していたことから、厚生年金保険の被保険者期間も6か月と記録されるべきであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 12 月 31 日までA社にB職として在籍していたと主張 している。

しかし、A社は、平成20年7月の解散に伴って厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、解散当時の事業主からは回答が得られない上、申立期間当時の事業主は、「申立人に係る一切の書類を保管していない。」と陳述しており、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は、自身が所属していたC社D事業所から、A社にB職として6か月間勤務するように指示を受けたと主張しているが、C社及び同社D事業所は、共に「申立人の申立期間当時の勤務先及び申立事業所における勤務期間は不明である。」旨陳述している。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録を見ると、申立人のA社における離職日は、昭和55年12月30日となっており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合しているところ、申立人が先輩として記憶する者一人及び同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の前後約3年以内

に被保険者期間が確認でき、かつ、自身はB職だったと陳述している者5人の同事業所における雇用保険の離職日も、それぞれの厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している。

加えて、A社の申立期間当時の給与計算及び社会保険事務担当者が、「A社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除方式であったので、最後の給与から控除する保険料については、月の末日付けで資格を喪失する従業員の場合は2か月分をそれぞれ控除していた。」旨陳述しているところ、申立人同様、月の末日付けで資格を喪失している同僚から最後の給与に係るものとして提出された給与支給明細書に記されている厚生年金保険の保険料額は、同人の資格喪失月の前月の標準報酬月額に見合う1か月分の保険料と一致する額であり、前述の事務担当者の陳述を踏まえると、同事業所が月の末日付けで資格を喪失した従業員の最後の給与から、資格喪失月に係る保険料を控除していたとは認め難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正2年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月頃から同年8月頃まで

② 昭和30年1月頃から同年9月1日まで

夫の「厚生年金加入記録のお知らせ(平成22年10月7日時点の年金加入記録)」を見ると、厚生年金保険の加入記録が無い事業所が有ることが分かったので、その旨日本年金機構へ回答したところ、約1年後に「被保険者記録照会回答票(平成23年9月30日現在の加入記録)」が送られてきた。

ところが当該回答票を見ると、新たに他事業所に係る厚生年金保険の加入期間が加えられている一方、当初は厚生年金保険の加入期間とされていた申立期間①及び②が未加入期間となっていた。

夫は申立期間①はA社B事業所で、申立期間②はC社D事業所で、いずれもE職として働いていた期間に当たる。

従前、厚生年金保険の加入期間であった申立期間①及び②が、未加入期間とされていることに納得できないので、それぞれの期間に夫が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社B事業所でE職として勤務していたとして申し立てている。

しかし、A社B事業所は、昭和30年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の事業主も所在不明であり、申立人に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①当時に被保険者期間が有り、連絡先が判明した者のうち34人から回答を得られたが、いずれの者からも申立人を記憶しているという陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る商業登記簿を見ると、同社は商号変更を経た後、平成7年にF社に吸収合併されているところ、同社は、「関連会社であるG社が、A社B事業所に係る『厚年名簿』(資格取得月は、昭和17年2月から30年4月まで)を保管しているが、当該名簿に申立人の名前は無く、申立人がA社に在籍していたことを示す資料は無い。」旨回答している。

加えて、申立人は死亡しているため、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況等について陳述を得ることができない上、前述の被保険者名簿に欠番は無く、不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が、昭和30年1月頃から同年9月21日にC 社D事業所において発生した事故までの期間、同事業所にE職として勤務して いたと申し立てているところ、当該事故に係る当時の資料から、申立人が、申 立期間②のうち、同年6月以降は同事業所においてE職として勤務していたこ とがうかがえる。

しかし、C社D事業所は昭和41年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も所在不明であり、申立人に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

また、C社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②及びその前後に被保険者期間が有り、連絡先の判明した者のうち7人から回答を得られたが、いずれの者からも申立人を記憶しているという陳述を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿によると、前述の事故に係る当時の資料の中で記されている他の一人は、同年11月11日に被保険者資格を取得している旨記されており、同事業所においては、E職について必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が、「厚生年金加入記録のお知

らせ(平成22年10月7日時点の年金加入記録)」と異なり大幅に訂正されていることについて、日本年金機構H本部 I 事務センターは、「平成22年10月7日時点の年金記録は、当該時点において申立人の妻の遺族年金に係る記録としてオンライン記録に収録されていたものだが、その後の記録整備の結果、現時点(平成23年9月30日現在)の記録となった。当初の記録がなぜそのように記録されていたのかについて、詳細は不明である。」旨文書回答している。

# 大阪(兵庫)厚生年金 事案 13829

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月30日から26年2月8日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、新たに A社に係る被保険者記録が見付かったが、同社に勤務していた期間のうち、 申立期間における被保険者記録が無いことが分かった。

A社 において途中で退職したことはなく、継続して勤務していたので、 申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたと主張している。

しかし、A社に係る商業登記簿を見ると、同社は昭和49年に解散しており、 元事業主を含む全ての役員及び申立期間当時の事務担当者はいずれも所在が 不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保 険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶しているとする同僚5人を含め、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した者に照会を行ったが、いずれの者からも申立人の申立期間における勤務状況について、具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、前述の同僚5人について、「いずれの者も自身が入社する前からA社に勤務していた。」旨陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、うち4人の被保険者の資格取得日は、申立人のA社における最初の資格取得日(昭和23年9月1日)と同日と記されていることから、同社では、従業員が勤務していた期間のうち、必ずしも全ての期間について厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳

(旧台帳)を見ると、A社における被保険者資格を昭和25年7月30日に喪失し、その後26年2月8日に再び同社において、資格喪失時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは別の新しい記号番号により、被保険者資格を取得していることが記されている上、当該被保険者名簿の申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、申立人について、記録の訂正が行われた等の不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を 行ったが、申立人の申立期間に該当する厚生年金保険被保険者記録を確認す ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月1日から55年9月1日まで

② 昭和56年10月1日から57年8月1日まで

A社(現在は、B社)に正社員として勤務し、C業務に従事していた申立期間の標準報酬月額が、申立期間直前の標準報酬月額と比較して低下しているが、申立期間当時、給与が下がることはなかった。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、給与が減額されることはなかったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額より低下しているのは不自然であると申し立てている。

しかし、B社に照会したが回答は得られず、A社を吸収合併したとするD 社も、「A社の従業員に係る賃金台帳等の資料を引き継いでいない。」と回答 しており、申立人の申立期間における保険料控除額等を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の被保険者の標準報酬月額の推移を見ると、申立人と同様に、定時決定により標準報酬月額が下がっている者が多数確認でき、このうち申立人が氏名を記憶する元同僚二人に照会し回答を得たが、自身の標準報酬月額が不自然であるとする陳述は無かった。

さらに、A社が加入していたE厚生年金基金及びF健康保険組合に記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、前述の被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から同年6月30日まで 申立期間は、A社B支店に勤務していた。入社後程なくして破産した。 同社を退職して半年又は1年ぐらい経過した後、破産管財人から清算手続 が完了した旨文書を受け取った記憶があるので、厚生年金保険にも加入し ていたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の陳述は、申立期間当時の資料及び同僚の陳述と符合することから、 期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は昭和45年5月\*日に解散のため、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び役員は所在不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶しておらず、A社B支店に勤務していたとする同僚の中にも申立人を知る者はいないため、当該同僚からも申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時、A社B支店に勤務していたとする複数の同僚は、 同社における被保険者の記録は自身が記憶する同社での勤務期間よりも短い 旨陳述していることから、同社B支店では、必ずしも全ての従業員を入社後 すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 大阪(兵庫)厚生年金 事案 13832

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月1日から31年12月1日まで 知人の紹介で、昭和30年3月1日から31年12月1日頃までA社でB職 として勤務していたと思う。同社で一緒に勤務していた同僚の年金記録が有 るのに、私の年金記録が無いので調査の上、被保険者記録を訂正してもらい たい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成8年6月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、i)申立期間当時のA社の事務担当者は、「当時は、入社後継続して勤務できるかどうかをみるために従業員それぞれに試用期間を設け、その期間は厚生年金保険には加入させていなかった。」旨回答していること、ii)申立人が名前を挙げた同僚及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録があり所在が判明した同僚計12人に照会を行い、回答が得られた6人のうち5人は、入社後試用期間があったとしていること、iii)回答を得られた6人全員が記憶する自身の入社日と被保険者の資格取得日との間に約3か月ないし3年の期間が有ることから、同社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。 大阪(兵庫)厚生年金 事案 13833 (兵庫厚生年金 事案 3364 の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月1日から62年6月30日まで

公共職業安定所の紹介で、昭和 61 年 8 月から 62 年 6 月末までA社でB業務に従事したにもかかわらず、申立期間に係る年金記録が無いので、記録を訂正してほしいと年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが認められなかった。

今回、当時の事業主の住所が判明したので、事業主から調査を行い、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に在籍していたことは推認できるものの、i)申立期間当時の同社の事務担当者は、「本人の同意がなければ社会保険に加入させておらず、また、厚生年金保険及び健康保険の届出は、必ず雇用保険の届出と併せて実施していた。」と陳述しているところ、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できないこと、ii)昭和61年から62年までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる8人の雇用保険の加入記録を見ると、全員が厚生年金保険の加入記録と一致している上、そのうちの2人は、「入社後、保険加入の際、事務担当者から詳しい説明があった。雇用保険、厚生年金保険及び健康保険は同時に加入した。」と陳述しており、事務担当者の陳述と一致していること、iii)同社は平成9年に解散し、元事業主は、「当時の資料は既に廃棄済みである。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないこと等を理由として、既に年金記録確認兵庫地方第三者委員会の決定に基づき、23年5月23日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の事業主の住所が判明したので事業主から調査を行い、記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかし、当該事業主は、前回の申立ての際の調査に対して、「申立期間当時の関連資料は既に廃棄済みである。」と回答しているところ、今回、同人に対して改めて照会したものの、同人からの回答は同様である上、従業員の厚生年金保険の加入については、「試用期間経過後に、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、従業員ごとに異なった期間の後に加入させていた。」旨陳述している。

このほか、申立人から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、その他に年金記録確認兵庫地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 大阪(兵庫)厚生年金 事案 13834

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月頃から同年11月20日まで 私は、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現 在は、B社)に勤務した期間の加入記録が無い旨回答を受けた。

私は、申立期間にA社に勤務し、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の被保険者記録から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料は既に廃棄済みであるとしており、申立期間当時の事業主は、既に亡くなっている上、同社が加入しているC健康保険組合は、申立人に係る被保険者記録は見当たらないと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、B社の会長は、「申立期間当時、正規採用の従業員については、入社 1 か月後に厚生年金保険に加入させていたが、アルバイト及び臨時採用等の場合は原則加入させていなかったので、加入記録がなければ、申立人は非正規採用の従業員だった可能性がある。その場合、3 か月の試用期間後、継続して勤務が見込める者に対しては、健康保険への加入の意思を確認した上で、加入手続を行っていた。」旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和42年3月20日から43年11月1日までの期間に被保険者記録が有る68人のうち、所在が判明した28人に文書照会をしたところ、回答が

得られた 19 人全員が申立人を記憶しておらず、i) そのうちの1人は、「臨時で採用した場合は、入社後3か月ないし6か月程度の試用期間が有った。厚生年金保険について、入社と同時に加入してもすぐに退職する者もいれば、保険料控除を嫌う者もいたので、必ず本人に確認してから加入させていた。」旨回答していること、ii) 別の1人は、「当時、請負等の雇用形態で業務をしている者もいた。その場合は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述していることから、申立期間当時、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、A社の社員寮で一緒に寝泊まりしていた同僚二人について名字のみ記憶しているところ、そのうちの一人は、申立期間後の昭和 43 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間に加入記録が有るが、申立期間に加入記録は見当たらず、所在も不明であることから事情聴取することができない上、別の一人については同社に係る被保険者名簿を縦覧したが、当該同僚と同じ名字の被保険者記録は見当たらない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。